

そなえる・ふくしま2025運営業務 公募型プロポーザル募集要領

1 実施目的

自然災害に対する知識の習得を促すとともに、マイ避難（＝日頃から一人一人が適切な避難行動について考え、備えること）の実践につなげ、自然災害から命を守ることができる県民を増加させることを目的とした総合防災イベント「そなえる・ふくしま2025」を開催するため、当該運営等に係る委託業務について、プロポーザル方式により、優れた提案及び遂行能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 委託業務名

そなえる・ふくしま2025運営業務

(2) 開催概要

名称：そなえる・ふくしま2025

会場：イオンモールいわき小名浜館内 ※ブース出展場所
(いわき市小名浜辰巳町79)

アクアマリンパーク ※ブース出展場所
(いわき市小名浜辰巳町地内)

小名浜潮目交流館 ※メインステージ場所
(いわき市小名浜辰巳町43-9)

設 営：令和7年11月7日（金） 8：00～21：00（想定）

設 営：令和7年11月8日（土） 8：00～10：00（想定）

開 催：令和7年11月8日（土） 10：00～16：00（想定）

撤 去：令和7年11月8日（土） 16：00～21：00（想定）

対 象：全世代（子育て世代を重点とする）

規 模：集客 5,000人（想定）

(3) 業務内容

別紙1「そなえる・ふくしま2025運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

(4) 委託限度額

32,983,000円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）

3 委託業者の選定

企画提案書を基とした一次審査及び二次審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、企画提案書は、別紙1「仕様書」及び別紙2「そなえる・ふくしま2025運営

業務提案課題」に基づき作成すること。

4 委託業者決定までのスケジュール

(1) 募集要領の公表	令和7年3月18日(火)
(2) 質問書の受付期限	令和7年3月24日(月)
(3) 質問に対する回答期限	令和7年3月28日(金)
(4) 参加申込書の提出期限	令和7年4月2日(水)
(5) 参加資格確認通知	令和7年4月4日(金)
(6) 企画提案書等提出期限	令和7年4月11日(金)
(7) 一次審査結果の通知	令和7年4月16日(水) 予定
(8) 二次審査実施日	令和7年4月18日(金) 予定
(9) 審査の結果発表及び通知	令和7年4月22日(火) 予定
(10) 協議	令和7年4月下旬予定
(11) 見積書徴取	令和7年5月上旬予定
(12) 契約	令和7年5月中旬予定

5 質問書の受付

質問については、「プロポーザル方式募集要領等に関する質問書(第1号様式)」により以下のとおり提出すること。

なお、訪問や電話による質問には応じない。

(1) 提出期限

令和7年3月24日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

危機管理課へ電子メールまたはFAXにより提出すること。

※ 件名は「そなえる・ふくしま2025運營業務に関する質問」とし、電話にて送付した旨連絡すること。

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月28日(金)に福島県ホームページへの掲載により回答する。(個別の回答は行わない。)

なお、回答に当たっては、質問のあった参加者名は表示しない。

6 参加申込書の提出

当プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、参加に当たっては「5 質問書の受付」で提出された質問内容を確認すること。

(1) 提出書類

ア そなえる・ふくしま2025運營業務 プロポーザル方式参加申込書(以下、「参加申込書」という。)(第3号様式)

イ 会社概要(第5号様式)

ウ 業務実績書（第6号様式）

エ 県税の未納がないこと及び消費税の未納がないことの証明書（写し可）

※なお、これらの提出がない者の企画提案は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年4月2日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

危機管理課へ電子メール、FAX、郵送のいずれかにより提出すること。

※ 電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話にて送付した旨連絡すること。

7 参加資格に関する事項

参加資格の有無については参加申込書を基に確認を行い、その結果を「参加資格確認通知書（第4号様式）」により、令和7年4月4日（金）までに通知する。

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 県と円滑に連絡調整できるよう体制を整えておけるものであること。

(8) 審査会実施日から起算して前3年間、仕様書に合致した業務又はこれと同種、同規模

の業務についての実績があり、かつ確実に業務を履行できる者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(参考)

地方自治法施行令第167条の4より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理者として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

8 企画提案書等の提出

当プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（第3号様式）の提出を行った上で、別紙1及び別紙2に基づいた企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月11日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県危機管理課へ郵送又は持参により提出すること

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- イ 事業経費積算書（任意様式）※経費区分が分かるように具体的に記載すること
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式）

(4) 提出部数

ア～ウ 8部（正本1部、副本7部）

9 企画提案書等提出上の留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があることに留意すること。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に重大な不備があった場合
- エ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- キ 本要領に違反すると認められる場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは認めない。

(3) 辞退

「参加申込書」（第3号様式）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等（企画提案書等の作成・提出等）は、すべて参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加者は、「参加申込書」（第3号様式）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあることに留意すること。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
- オ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

10 一次審査及び結果の通知

(1) 一次審査

- ア 参加者から提出された企画提案書については、別紙3「そなえる・ふくしま2025 運營業務審査基準等」により書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者）を選定する。
- イ 一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知をする。
- ウ 選定されなかった理由については、この通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面で説明を求めることができる。
- エ 企画提案書の提出者が3者以下の場合は一次審査手続きを省略することができるものとし、募集要領の参加資格を有し、不適格事項の該当がないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象者とし、その旨を書面で通知する。

(2) 一次審査結果通知予定日

令和7年4月16日（水）

11 二次審査及び結果の通知

(1) 二次審査

ア 概要

一次審査で選定された対象者に対し、別紙3「そなえる・ふくしま2025 運營業務審査基準等」によりオンライン形式対面審査を行い、総合得点が最も高い1者を契約予定者（単独随意契約の予定者）として選定する。

イ 審査実施日

令和7年4月18日（金）予定

ウ 審査方法

Zoom ミーティングによるオンラインでの開催とする。

エ 審査時間

30分以内の説明（プレゼンテーション）と15分以内の質疑を実施する。

オ その他

- ・日時の詳細は審査会参加者に別途通知する。
- ・その他追加資料の提出は認めない。

(2) 結果の通知

ア 審査結果

審査結果は、審査会参加者全員に通知するとともに、福島県ホームページで公表する。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとする。

12 契約等

(1) 仕様書の協議等

福島県は本業務に関して最も優れた提案を行った者（契約予定者）と仕様書の協議を行うこととする。仕様書の内容は契約予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もあることに留意すること。

なお、協議の結果、契約締結までに至らなかった場合や契約予定者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行う。

(2) 契約金額

(1) の協議結果を反映した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、契約金額を決定する。

なお、見積金額は2(4)に示した委託限度額を超えないものとする。

(3) 権利

本業務に関する著作権は、福島県に帰属する。ただし、成果品の部分を構成する著作物については、協議によるものとする。

(4) その他

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとする。

災害や、新型コロナウイルス感染症等の影響により、契約の中止や変更が生じることがある。

本事業は、令和7年2月福島県議会において令和7年度当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しない。

13 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県危機管理課 担当：高橋・羽田 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話 024(521)8651 FAX 024(521)7993 メールアドレス kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
--